

事業継続計画(BCP)

社会福祉法人総社福祉会
第二すみれ保育園

目次

I 基本方針

- (1) 目的
- (2) 適用範囲

II 災害発生時の初期対応

1, 災害時役割分担

災害（地震・大雨・洪水・台風・火災など）

2, 災害発生時の行動

- (1) 保育中に地震が発生（震度5以上）
- (2) 保育中に火災が発生
- (3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生
- (4) 保育中に河川の氾濫が発生
- (5) 保育中にJアラートが発生
- (6) AED及び119番通報について
- (7) トイレの利用について
- (8) 給食の提供について
- (9) ライフラインの確保について
- (10) 開園時間外に災害が発生

3, 災害発生後の事業継続に向けて

III 感染症発生時の対応

- (1) 発動基準および定義
- (2) 対応体制
- (3) 初動対応
- (4) 休園した場合

1, 感染拡大防止体制の確立

2, 平時からの備え

I 基本方針

(1)目的

本計画は、大規模災や新型コロナウイルス等感染症の集団発生において、本園の利用者（園児、保護者、関係者及び職員）の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする。

(2)適用範囲

本計画は、第二すみれ保育園に対して適用する。

II 災害発生時の初期対応

ア、利用者・職員及び関係者の安全確保を最優先とする。

イ、園長は、園児の保護者が迎えに来るまで安全に保育し、職員も安全に帰宅させる。

ウ、施設及び設備の安全を確認し、速やかに保育を再開する。速やかに再開できない状況の場合は、概ね1か月以内の復旧を目指す。

I 災害時役割分担

災害（地震・大雨・洪水・台風・火災など）発生時の役割

主な役割	役職
災害状況確認（保育・幼児教育課・PC・スマホ・テレビ等で情報収集）	園長
施設の被害状況確認（施設内外、1・2階の状況確認）	園長
保育継続、避難所へ避難、休園、降園の判断と連絡	園長
保育・幼児教育課へ被害状況の報告	園長
園内放送で園児・職員への避難指示及び災害時引き渡し書類の準備	担当
全園児・職員の避難誘導・確認	担当
各クラスの園児・職員の被害状況・人数確認	担当
園長へ状況報告	主任
各クラスの園児の安全確保	各担任

2 災害発生時の行動

(1)保育中に地震が発生(震度5弱以上)

- ア、揺れを感じた場合、園児を安全な場所に誘導し、保育室の扉を開けるなど避難経路を確保しながら、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御姿勢を取るように指示する。その際、頭上から物が落ちてこないか周囲の状況を確認しながら、園児がパニックにならないよう落ち着いた言動で声掛けを行う。
- イ、各職員は揺れが収まつたら園内放送に従って、第一避難場所の園庭に避難して人数を確認し、主任及び園長に報告する。余震に十分気を配る。
- ※園庭にいた場合は、危険な場所を避け、揺れが収まるを待ち、人数を確認し、主任及び園長に報告する。
- ※散歩中だった場合は、主担任の判断で安全な場所に避難し人数確認。揺れが収まつたら園に電話連絡し、状況報告をし(繋がらない場合は次のフェーズへ移行)、道路の亀裂や頭上の落下物に注意を払い安全を確保しながら帰園し、人数確認・報告をする。
- ウ、園長は被害を確認し、保育の継続か保護者にお迎えを依頼するか判断する。
- エ、余震を警戒し、安全な部屋で合同保育を行い、二次被害が起きないよう備える。
- オ、保護者及び災害時引き渡し申請者が迎えに来るまで園児の安全を確保して保育を行う。帰宅困難な状況になり連絡がこない園児に関しては、迎えが来るまで保育を行う。その際、迎えに来るまで保育する職員と帰宅する職員の判断を園長及び主任が行う。
- カ、翌日の保育は園の状況(職員確保)を見て判断し、さくらメールを送信する。メールダウンにより送信できない場合は正面入口に貼紙で内容をお知らせする。
- ★施設の被害が少なく、電気・ガス・水道のライフラインが生きている場合は通常保育
- ★施設の被害は少ないが、電気使用不可の場合、季節による給食の提供ができない為、基本的には休園とする。(保護者の希望があれば弁当持参にて保育を行い、延長保育は行わない。)
- ★施設の被害は少ないが、水道使用不可の場合、トイレ及び給食の提供ができない為、基本的には休園とする。(電気・ガス・水道が復旧するまで休園)
- ★施設の被害が大きく、ライフラインが全滅の場合、保育が可能になるまで休園とする。
- キ、保育の再開は、さくらメールで一斉送信する。保育・幼児教育課にも再開の状況を伝える。
- ク、震度5弱未満の場合は、周囲の状況を確認し必要に応じた行動をとる。

(2)保育中に火災が発生

- ア、火元を特定し、出来るだけ火元から遠い経路で速やかに足守小学校(第一避難所)へ避難させる。同時に消防署へ通報する。地震後の火災は避難経路が通れなかったり落下物があつたりするので安全を確保して避難する。
- イ、初期消火担当が消火器で消火できる場合は、速やかに消火する。消火器を使い鎮圧できないと判断した場合は避難する。避難後、園長へ消火の有無を報告する。
- ウ、消火の有無にかかわらず、消防隊が到着するまで園内へ戻らない。

(3)保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪により警報が発令

- ア、あらかじめ大型台風や大雨の予想ができる場合は、休園を市と協議する。
- イ、園児を窓ガラスから離れた安全な場所に移動させる。
- ウ、園長は警報内容を確認し必要と判断した場合、さくらメールにて保護者へ迎えを依頼する。保護者の所在地から本園までの道路の冠水、増水、地滑り、強風、積雪などに注意し、安全を確保してから迎えに来てもらう。
- エ、保護者の帰宅困難等により迎えが来ない園児は、迎えが来るまで園で待機。
- オ、保育・幼児教育課へ物的・人的被災状況を報告する。

(4)保育中に津波・河川の氾濫警報が発令

- ア, テレビ・ラジオ・SNS 等で災害情報を常に確認し、岡山市が発令する「高齢者等避難」以上で保護者へ連絡し、迎えの依頼をする。
- イ, 災害情報と警戒レベルを常に確認し、園で待機する。
- ウ, 職員は、電気・水道・ガスの状況や備蓄品を確認し、断水に備え水を汲み置く。
- エ, 園内への浸水、土砂災害のリスクは少ないものの、状況確認を常に行いつつ、子ども達が安心できる雰囲気づくりをしながら、迎えが来るまで保育を行う。
- オ, 保育が夜間に及ぶ場合は、子ども達を午睡用の布団で寝させ、保護者の迎えを待つ。夜間の移動が危険な場合には、保護者へ無理をせず夜明けを待って迎えに来るよう伝える。
- カ, 自力での避難が難しい場合は、状況に応じて消防署や警察署もしくは、保育・幼児教育課へ救助要請を行う。

(5)保育中にJアラートが発生

- ア, 保育室で保育中の場合はホール中央部へ避難し、カーテン等を閉め、窓から離れた位置で低い姿勢になり、頭を抱えて防御姿勢をとる。
- イ, 園庭で保育中の場合は、速やかにホールに避難し(ア)と同じ行動をとる。
- ウ, 園外保育(散歩)中の場合は、近くの頑丈な建物の中に避難する。人がいる建物の場合は、園名を伝え避難する事の了承を得る
- エ, 園外保育(散歩)中で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱える防御態勢をとる。
- オ, 上記、(ウ)(エ)については、安全を確認したら速やかに園に電話し状況を伝える。

(6) AEDについて

- ア, 心肺が停止した園児及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生を開始し、近くの職員に119番通報と玄関に設置するAEDを取りに行くよう指示する。心肺が停止した者を発見した職員は、AED到着まで心臓マッサージを休みなく交代で行う。
- イ, 到着したAEDは、機械アナウンスの指示に従って救命活動を行う。なお、一人では行わず、必ず2人以上で行う。
- ウ, 救急車が到着するまで心臓マッサージを継続する。

(7) トイレの利用について

- ア, 地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、保育・幼児教育課と連絡を取り、洪水状況を確認してから使用する。
- イ, 断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便是数回分まとめて流し、大便是バケツ1杯分の水で流す。その際トイレットペーパーは流さずサニタリー袋などにまとめて捨てる。
- ウ, 大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴層やバケツ、空のペットボトルなどに水を溜めておく。

(8) 給食の提供について

- ア, 栄養士に、給食やおやつの提供状況を確認する(食材の在庫状況、今後の納品状況)
- イ, 非常食の備蓄管理を定期的に行い、必要に応じて補充するなどして備えておく。

(9) ライフラインの確認について

- ア, 災害時、電気・ガス・水道の使用可能か速やかに確認する。使用できない場合は、それぞれの事業所へ連絡し確認をする。

イ、電気は、非常用ポータブル電源により、最低限の供給は可能だが、通常保育を行うことは不可。停電時は、各保育室・廊下の非常照明等が点灯する。

(10) 開園時間外に災害が発生

ア、職員は、地震の安全を確保後、安否確認を職員で構成するLINEで報告する。

イ、園長と主任は、自身及び家族の安全確保後に施設の状況確認に向かい、被害状況確認後、保育継続の有無を職員へLINEで報告し、保護者へさくらメールで配信する。

ウ、園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する。

エ、岡山市が発令する「高齢者等避難」以上の場合は安全な場所で待機し、園から登園可能な知らせがあるまで、登園しないよう保護者へさくらメールで配信する。

3 災害発生後の事業継続に向けて

(1) 施設の被害状況を確認し、全てのライフラインが生きている場合は通常保育を行う。

(2) 施設の安全が確保されない場合は保育を行わず、状況を保育・幼児教育課に報告する。

(3) 保育・幼児教育課と相談して代替保育の場所を借りられる場合は、必要な保育材料を運び代替保育の準備を進め、園長と主任に分かれて業務を行う。なお、役割編成は、職員の被災状況や肉体的・精神的な状況を考慮して構成する。

(4) 災害後に提供する保育の内容を法人下施設間で決定し、全員が保育内容を把握した状態で勤め、子どもや保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気を作っていく。

(5) 園での保育の有無や代替保育場所での保育など、保育の方向が決まった時点で保護者へ一斉配信する、ホームページで状況を公開、本園玄関に貼紙をして周知を図る。

(6) 代替保育は受入れできる子どもの数に限りがあるので、医療従事者などどうしても出勤しなくてはならない家庭のお子さんから優先して預かる。また、受け入れきれない場合は、こども夢づくり課へ連絡をし、近隣の他施設や一時預かりを行っている施設に協力を求める。

(7) 給食は、①調理室が使用可能で、調理担当者が勤務可能な場合、出来る限りの調理を行う、②調理室が使用できない場合、別の場所で調理した給食や弁当を提供、③給食の提供が困難な場合、保護者に弁当持参をお願いする、④給食の提供が困難な場合、外食業者に外注を依頼し提供、①から④の中から協議して決める。

(8) 災害後72時間以内に1回は職員に休日を与え、家族の安否確認の機会を確保する。精神的に不安定な場合は無理をさせず、落ち着くまで休日を与える

III 感染症発生時の対応

I. 基準

(1) 発動基準および定義

- ア、園児または園児と同居の家族、職員若しくは職員の同居家族に感染症5類相当以上の感染者やその疑いがある者、濃厚接触者が発生した際に発動する。
- イ、感染の疑いがあるものとは、発熱や咳、頭痛、味覚異常、嘔吐、下痢、倦怠感など感染を疑わせる症状が表れた者、または感染者と濃厚接触した者をいう。
- ウ、濃厚接触者とは、感染者の発症から2日前以降に当該感染者と接触のあった者で、マスクなどの感染予防策をせず、対面で互いに1メートル以内の距離で15分以上の接触をした場合をいう。

(2) 対応体制

ア、組織

- A 園長を感染対策本部長とし、指揮のもと感染症対策員が中心となり対応を進める。
- B 園長は、園全体としての意思決定、園の代表として外部との連携、現場への指示、情報の集約と分析をし、理事長に伝える。
- C 主任は、園長の補佐役を務める。主任は、情報の集約と進捗管理、記録等を行う。

イ、園内の情報共有方法

感染に関する情報は個人情報であるため、誤送信等のトラブルがないよう極力園内において対面にて職員間で共有する。突発的なクラスター発生など、緊急でやむを得ない場合は園長の判断により職員らの連絡網を活用し全体共有する。

(3) 初動対応

最初の感染疑い者等が発生した時点以降において、下記を並行して行う。なお、以下は必ずしも全てにおいて履行しなければならないものではなく、事案ごとに検討し、緊急性や深刻度、時勢の状況等に応じ柔軟かつ臨機応変に対応すること。

ア、第一報

- ・感染疑い者が出た事実、当人の様態、感染前後の経緯等を園長へ報告、園内で情報共有
- ・園医へ状況を連絡
- ・保育・幼児教育課・保健所へ報告

イ、感染疑い者等への対応

(園児が感染疑い者の場合)

- ・保護者等へ連絡を取り、医療機関の受診を支援し結果が出るまで園利用の中止を伝える
- (職員らが感染疑い者の場合)
- ・医療機関での受診を指示すると共に、結果が出るまで自宅待機の指示

ウ、感染疑い者が陽性だった場合の対処

(園児が陽性の場合)

- ・登園は休止
- ・医療機関の受診を支援すると共に、保育・幼児教育課・保健所へ報告
- (職員らが陽性の場合)
- ・出勤を停止すると共に、状況により速やかに医療機関へ入院させる。
- ・当該罹患者と濃厚接触した者を確認し、職員の中にいる場合は、業務を停止し自宅待機とする。

エ、消毒・清掃等の実施

- ・保健所の指示に従い、感染疑い者等の接触した可能性のある空間の消毒・清掃
- ・手袋を着用し、消毒用アルコールまたは次亜塩素酸液で清拭後、湿式清掃し乾燥させる
オ、休業の検討
- ・保健所から休業要請があれば従う。こども夢づくり課や保健所の意見を聞きつつ、感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて園長が決定する。感染疑い者が少数であり、陰性と判断される間は一時的に保育を休止する場合がある。

(4) 休園した場合

- ・保護者等へ状況の説明と対応をさくらメールで配信
- ・再開基準は、陽性者や濃厚接触者が出了した場合、当該人が園を利用した最終日から14日経過の期間において、感染疑い者が新たになかった場合に再開する。

(5) 初動以降の対応

- ・休業しない場合は、出勤可能な職員らにおいて出来る限り園児への保育を継続し、順次自宅待機職員の復帰を待つ。
- ・休業した場合は、上記再開基準を満たした場合、または保育・幼児教育課ないし園長が再開可能と判断した場合に事業を再開する。

2、感染拡大防止体制の確立

ア、保健所との連携

- ・濃厚接触者の特定への協力、感染症の症状が出現する2日前以降の接触者の確認
- ・感染対策の指示を仰ぐ

イ、濃厚接触者への対応

- ・園児、保護者は自宅待機及び、医療機関の受診支援
- ・職員は自宅待機

ウ、関係者との情報共有

- ・園内はもとより、法人下施設での情報共有
- ・共有された情報に個人情報を含む場合は、取り扱いを慎重にする。
- ・休園の有無、休園の期間、休園中の対応、再開の目安等について保護者にはさくらメールで、保育・幼児教育課や保健所・関係業者にはメールや電話にて情報共有をする。

エ、過重労働・メンタルヘルス対応

- ・職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員を把握し、調整する。
- ・職員が不足する場合は、姉妹園の施設と相談し可能な限り長時間労働を予防する。
- ・勤務可能な職員は、チーム内で偏った勤務とならないよう配慮する。
- ・長時間労働とならないよう努める
- ・一日の勤務の中で、必ず休憩時間を確保するよう配慮する。
- ・日頃のコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。
- ・相談窓口は、園長とする。

オ、情報発信

- ・関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応は園長が行う。
- ・公表内容は、園児や職員の家族や当該人のプライバシーへ配慮する。

3. 平時からの備え

(1) 体制構築・整備

園長が意思決定を行い、すべての事項につき担当者となる。園長は、隨時担当を他職員に委託できる。

(2) 感染症防止に向けた取組の実施

必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施、新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関する最新の情報を知る。

日頃から感染症予防を徹底し、園児や職員の体調管理を把握する。

(3) 備蓄品の確保等

日常より最低限の感染対策の備蓄品を準備する。

